

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社インセックと株式会社インセックの労働者の過半数を代表する者は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条(対象となる派遣労働者の範囲)

- 本協定は、当社の派遣従業員の中で、第3条第1項(1)に定める「職種」に該当する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。
- 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 株式会社インセックは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第2条(賃金の構成)

- 対象従業員の賃金は、基本給(諸手当および賞与を含む、以下同じ)、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当および退職手当とする。

第3条(賃金の決定方法)

- 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」とおりとする。
 - 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次の通りとする。なお、令和6年8月27日付勧業第0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正化運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を、以下「通常」という。

項目	職種	比較対象となる職種
A	自動車教習所指導員	派遣別添2に定める「3199その他の学校等教員」
B	製品製作業	派遣別添2に定める「67生産設備オペレーター(金属製品)」
C	製品プレス・鋳造作業	派遣別添2に定める「71製品製造 加工処理(金属製品)」
D	金属溶接作業	派遣別添2に定める「7113金属溶接・溶断工」
E	調味料・飲料製造作業	派遣別添2に定める「72製品製造 加工処理」
F	ガラス器皿製造作業	派遣別添2に定める「7302窯業・土石製品製造工」
G	プラスチック製品製造作業	派遣別添2に定める「7308プラスチック製品製造工」
H	ワイヤーハーネス製造作業	派遣別添2に定める「7408電線製造工」
I	製品検査作業	派遣別添2に定める「76製品検査工(金属製品)」
J	冷蔵倉庫作業員	派遣別添2に定める「9503倉庫作業員」
 - A, D, F, G, H, Jについては、業務の実態も踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用し、B, C, E, Iについては業務の実態から相応に適合する職種である中分類を使用するものとする。
 - 通勤手当については、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。
 - 地域調整については、就業地管轄外への転勤や異動の可能性がないため、実態に沿った地域調整をおこなうため、職業安定業務統計の地域指数より、職安管轄である磐田、掛川、島田、焼津のいずれかを選択する。

第8条(退職金支給に必要な在籍年数と支給金額)

- 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。なお、勤続年数は、退職金規程新設となる令和2年4月1日以降の在籍年数と読み替えて取り扱うものとする。
 - 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以上であること。
 - 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること。

第9条(賃金の決定に当たっての評価)

- 基本給の決定は、1年ごとに労務評価を踏まえ、派遣従業員就業規則第43条(賃金の改定)に沿っておこなうものとし、当該個別の評価結果に基づき、別表2のとおり、基本給を決定する。

第10条(賃金以外の待遇)

- 教育訓練(次条に定めるものを除く)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

第11条(教育訓練)

- 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める教育訓練実施計画に従って、着実に実施する。

第12条(その他)

- 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第13条(有効期間)

- 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

令和7年3月21日

株式会社インセック 代表取締役 鈴木 睦乃



株式会社インセック 労働者代表 ALBARAN REGINA BALTAZAR

第4条(基本給)

- 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。
 - 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
 - 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりのこと。

ランク	対応する一般的労働者の平均的な賃金の額
Aランク	10年以上
Bランク	8年未満
Cランク	0年以上(3年未満)

- 有期雇用派遣従業員の場合は雇用契約の更新時、無期雇用派遣従業員の場合は毎年4月1日に職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験、その他の就業の実態を評価し、派遣従業員就業規則第43条(賃金の改定)に沿って賃金改定をおこなうものとする。

第5条(時間外労働)

- 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣従業員就業規則第41条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条(通勤手当)

- 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給するものとし、計算方法は下記のとおりとする。
 - Googleマップ上の、自宅住所から就業先までの経路にかかる距離を片道通勤距離とする。なお、検索の結果複数経路の候補がある場合は、最も距離が短く、かつ原則として有料道路を使用しない経路を採用することとする。
 - 前号から算出した、往復通勤距離に、14円(ガソリン単価140円/10km)を乗じた金額を1日あたりの通勤手当とし、実出勤日数分の金額を支給する。
 - 前各号にかかわらず、片道通勤距離が2キロ未満のもの、自転車および徒歩通勤のものは、会社が用意する送迎手段を利用するもの、会社が貢与した自動車を利用するものは、通勤手当を支給しないものとする。
 - 通勤手当は、月額13,000円を上限とする。

第7条(退職金の比較根拠)

- 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

- 退職手当の受給に必要な最低勤続年数:
 - 通常に定める「令和5年就労条件調査」(厚生労働省)の「退職一時金の受給に必要な最低勤続年数階級別企業割合(調査産業別)」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年以上4年未満)を参考としつつ、派遣先との派遣契約の維持と安定したサービスの提供には派遣従業員の長期勤続による雇用の安定と中長期的なキャリア形成が欠かせないため、当社における退職手当の受給に必要な最低勤続年数を、派遣就業の期間制限の3年に加え一定期間(1年)超えたものとする。

- 退職時の勤続年数ごと(4年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、37年、定年)の支給月数:
 - 「令和4年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の高校卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合を乗じた数値として通達に定められたものとする。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の学校等教員	通連に定める職業安定業務統計	1,232	1,429	1,531	1,565	1,639	1,841	2,209
2	地域調整	磐田 98.5	1,214	1,408	1,509	1,542	1,615	1,814	2,176

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 ¹	基本給額 ²	対応する一般的労働者の平均的な賃金の額 ³		対応する一般的労働者の能力・経験
			≤	≥	
Aランク	上級	1,815			10年
Bランク	中級	1,545			3年
Cランク	初級	1,215			0年

(備考)

*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。

*2 派遣労働者の基本給及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したものを記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう。

*3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般的労働者の平均的な賃金の額を記載。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	生産設備オペレーター(金属製品)	通達に定める職業安定業務統計	1,141	1,324	1,418	1,449	1,518	1,705	2,046
2	地域調整	掛川99.8	1,139	1,322	1,416	1,447	1,515	1,702	2,042

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	生産設備オペレーター(金属製品)	通達に定める職業安定業務統計	1,141	1,324	1,418	1,449	1,518	1,705	2,046
2	地域調整	島田98.5	1,124	1,305	1,397	1,428	1,496	1,680	2,016

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	業務の内容 ¹	基本給額 ²	≥	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ³	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,705		1,702	10年
Bランク	中級	1,450		1,447	3年
Cランク	初級	1,140		1,139	0年

(備考)

*1 各等級で求められる業務の内容の詳細は別紙にて定める。

*2 沢道労働者の基本給及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの

を記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう。

*3 それぞれの等級の業務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の

業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載。

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	業務の内容 ¹	基本給額 ²	≥	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ³	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,680		1,680	10年
Bランク	中級	1,430		1,428	3年
Cランク	初級	1,125		1,124	0年

(備考)

*1 各等級で求められる業務の内容の詳細は別紙にて定める。

*2 沢道労働者の基本給及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの

を記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう。

*3 それぞれの等級の業務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の

業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	製品製造・加工処理(金属製品)	通達に定める職業安定業務統計	1,161	1,347	1,443	1,474	1,544	1,735	2,082
2	地域調整	島田98.5	1,144	1,327	1,422	1,452	1,521	1,709	2,051

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	金属溶接・溶断工	通達に定める職業安定業務統計	1,203	1,395	1,495	1,528	1,600	1,797	2,157
2	地域調整	島田99.3	1,195	1,386	1,485	1,518	1,589	1,785	2,142

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	業務の内容 ¹	基本給額 ²	≥	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ³	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,710		1,709	10年
Bランク	中級	1,455		1,452	3年
Cランク	初級	1,145		1,144	0年

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	業務の内容 ¹	基本給額 ²	≥	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ³	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,785		1,785	10年
Bランク	中級	1,520		1,518	3年
Cランク	初級	1,195		1,195	0年

(備考)

*1 各等級で求められる業務の内容の詳細は別紙にて定める。

*2 沢道労働者の基本給及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの

を記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう。

*3 それぞれの等級の業務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の

業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載。

(備考)

*1 各等級で求められる業務の内容の詳細は別紙にて定める。

*2 沢道労働者の基本給及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの

を記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう。

*3 それぞれの等級の業務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の

業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	製品製造・加工処理	通達に定める職業安定業務統計	1,103	1,279	1,371	1,401	1,467	1,648	1,978
2	地域調整	境津 99.5	1,098	1,273	1,365	1,394	1,460	1,640	1,969

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	窯業・土石 製品製造工	通達に定める職業安定業務統計	1,138	1,320	1,415	1,445	1,514	1,700	2,040
2	地域調整	島田 98.5	1,121	1,301	1,394	1,424	1,492	1,675	2,010

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 ^①	基本給額 ^②	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ^③ 対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,640	
Bランク	中級	1,395	
Cランク	初級	1,100	

(備考)

*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの
を記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう。

*3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載。

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 ^①	基本給額 ^②	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ^③ 対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,675	
Bランク	中級	1,425	
Cランク	初級	1,125	

(備考)

*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの
を記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう。

*3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	プラスチック製品製造工	通達に定める職業安定業務統計	1,121	1,300	1,393	1,424	1,491	1,675	2,010
2	地域調整	掛川 99.8	1,119	1,298	1,391	1,422	1,489	1,672	2,006

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	電線製造工	通達に定める職業安定業務統計	1,038	1,204	1,290	1,318	1,381	1,551	1,861
2	地域調整	掛川 99.8	1,036	1,202	1,288	1,316	1,379	1,548	1,858

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 ^①	基本給額 ^②	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ^③ 対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,675	
Bランク	中級	1,425	
Cランク	初級	1,120	

(備考)

*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの
を記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう。

*3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載。

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 ^①	基本給額 ^②	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 ^③ 対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,550	
Bランク	中級	1,320	
Cランク	初級	1,040	

(備考)

*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの
を記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう。

*3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	製品検査工 (金属製品)	通達に定める職業安定業務統計	1,114	1,292	1,385	1,415	1,482	1,664	1,997
2	地域調整	掛川 99.8	1,112	1,290	1,383	1,413	1,480	1,661	1,994

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	製品検査工 (金属製品)	通達に定める職業安定業務統計	1,114	1,292	1,385	1,415	1,482	1,664	1,997
2	地域調整	島田 98.5	1,098	1,273	1,365	1,394	1,460	1,640	1,968

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 ^①	基本給額 ^②	対応する一般的労働者の平均的な賃金の額 ^③ 対応する一般的労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,665	
Bランク	中級	1,415	
Cランク	初級	1,115	

別表2 対象従業員の基本給の額

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 ^①	基本給額 ^②	対応する一般的労働者の平均的な賃金の額 ^③ 対応する一般的労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,640	
Bランク	中級	1,395	
Cランク	初級	1,100	

(備考)
*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。

*2 派遣労働者の基本給及び各種手当(超過勤務手当、運動手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの
を記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう。

*3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般的労働者の平均的な賃金の額を記載。

(備考)
*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給及び各種手当(超過勤務手当、運動手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの
を記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう。
*3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般的労働者の平均的な賃金の額を記載。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	倉庫作業員	通達に定める職業安定業務統計	1,172	1,360	1,457	1,488	1,559	1,751	2,101
2	地域調整	島田 98.5	1,155	1,340	1,436	1,466	1,536	1,725	2,070

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年	定年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.7	1.2	2.7	4.6	6.7	8.9	11.0	12.9	13.9	-
	会社都合 退職	1.0	1.7	3.6	5.9	8.2	10.4	12.5	14.5	15.9	16.6

(資料出所)「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高校卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(71.5%)を乗じた数値として通達に定めたもの。

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 ^①	基本給額 ^②	対応する一般的労働者の平均的な賃金の額 ^③ 対応する一般的労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,725	
Bランク	中級	1,470	
Cランク	初級	1,155	

別表2 対象従業員の基本給の額

別表4 対象従業員の退職手当の額^④

勤続年数 ^②		4年 以上	5年 以上	10年 以上	15年 以上	20年 以上	25年 以上	30年 以上	35年 以上	37年 以上	定年 ^③
支給率 (月数)	自己都合 退職	1.0	1.2	2.7	4.6	6.7	8.9	11.0	12.9	13.9	-
	会社都合 退職	1.4	1.7	3.6	5.9	8.2	10.4	12.5	14.5	15.9	16.6

(備考)
*1 退職手当については、退職時の基本時間給額に、所定就業時間を乗じ、さらに所定平均労働日数を乗じて得た額を1月分として支給する。
*2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は4年未満の場合を除く。
*3 定年とは高校卒から60歳の定年年齢まで継続勤務した場合の勤続年数のことと言い、年数は42年を差すものとする。

(備考)
*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。

*2 派遣労働者の基本給及び各種手当(超過勤務手当、運動手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの
を記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう。

*3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般的労働者の平均的な賃金の額を記載。